

高取まちづくり協議会

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、私ども高取まちづくり協議会の活動に際し、ご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当協議会は今年で設立6年目を迎え、新たな展開を図る年であり、一つの転換期を迎えます。今まで、活動の重点として5か年計画で行っております「稗田川 花と緑ふれあい公園プロジェクト」も3年が経過し、皆さまにとってのふれあい憩いの場、自慢できるふるさとをつくっていくという目標に向かって、仕上げに入る年となります。

また、新たに進めている地区の「防災の体制づくり」も、実際に地域防災の組織として機能できるよう、広報活動と総合的な実技訓練などを実施して、地域が一体となって事を起こす重要な年となりそうです。

そのため、従来にも増して高取地区内が結束し、活性化したまちづくりができますよう、ご支援・ご協力をいただきたくお願い申し上げますと共に、皆さまにおかれましては、平和で明るい年でありますようお願い申し上げます。



高浜まちづくり協議会

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

高浜地区の皆さまには健やかに新年をお迎えになられたことと存じます。日ごろより、高浜まちづくり協議会の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高浜まち協は、平成21年5月に設立して今年で5年目を迎えることとなります。今までに数多く地域のまちづくり事業を進めてまいりましたが、これも各町内会を始め、各種団体、市民の皆さまのご協力で行うことができました。ありがとうございます。

今年は設立5年目の節目として、昨年立ち上げた実行委員会を中心に、「夏まつり(盆踊り)」の計画をしております。昔は、高浜地区でも、盆踊りが盛大に行われ、楽しい思い出がありました。踊りを通して、人と人との交流を図りたく、「夏まつり」を実行し、「明るい住みよいまちづくり」に役立てばとの思いで、メンバー一同、今年目標として意気込み、頑張っています。ぜひ、皆さま方のご参加をお願いいたします。



自治基本条例の紹介

～私たちの愛するまち高浜市を 未来へとつなげていくために～

平成23年4月よりスタートした「自治基本条例」。「高浜市のまちづくりはこう変わる!こう変える!」をテーマに紹介していきます。



市民の皆さんと
信頼関係を深めて、
一緒にまちづくりに
取り組みます!

条例の詳細については、
市公式ホームページのトップページ
「高浜市自治基本条例」をクリック!!

コラム⑰ 第12条「職員の役割と責務」

【第12条】 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

★地方公務員としての基本的な責務のほか、この条例を遵守し、まちづくりの専門家として職務を遂行することが求められています。

★これからのまちづくりは、市民の皆さんの参画や市民の皆さんとの協働が欠かせません。「地域が現場」という意識を持ち、市民の皆さんとともに自治を育み、まちづくりに取り組む姿勢が重要です。

問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111(内線332)